

# 仕 様 書

## 1 業務名

令和4年度「環境教育に関する校外学習用バス貸出」業務1

## 2 業務の目的及び内容

持続可能な社会の実現に向け、環境問題について関心を高め、理解を促すためには、体験を通じて環境への興味や親しみを覚えることが重要となる。特に子ども頃に体験したことは、生涯における環境に対する価値観の形成に大きな影響を及ぼす。

本業務では、小中学生に環境教育・学習の機会を与えるため、環境関連施設の見学や体験学習を行うための校外学習用バスを小中学校に貸し出す。

## 3 業務内容

### (1) バスの貸出

校外学習用バス利用校（以下「利用校」という。）が指定した日時、場所に、指定した台数のバス及び運転手を用意し、自社で運行すること（バスは45人乗りの貸切バスを基本とするが、新型コロナウイルス感染症対策として乗車定員を25名程度とする。別添1の利用人数及びバス台数を確認し、利用校と調整の上、適宜対応できるようにすること）。

利用校が指定した校外学習の場所まで教員、児童・生徒等を乗車させて運行し、利用校が指定する解散場所に戻るまで責任をもって業務を遂行すること。

バスの貸出台数は69台（合計614時間、5,680km（時間、距離共に回送を含む））とする（別添1のとおり）が、別途委託者から依頼があった場合は、その都度調整しバスを運行すること。

※なお、記載した数量は予定数量であり、その数量の発注を保証するものではない（新型コロナウイルスの感染状況によっては、事業を中止する可能性があることも留意すること）。

バスの貸出実施期間は、令和4年10月3日から令和4年11月30日まで（土・日・祝日を除く）とする。

## (2) 利用校との日程調整

### ア 初期調整

別添 1 に記載されている利用校の希望日及び希望時間について確認し、業務受託後速やかに各利用校へ連絡の上、全利用校の校外学習日及び時間を決定すること。(入札時の段階において、第 1 希望日に運行できるようバスを確保すること。) なお、やむを得ず利用校の第 1 希望日に配車が困難な場合は、利用校と適宜調整の上、日程を変更することができる。

上記により決定した各利用校の日時について、委託者へ報告すること。

※ 別添 1 のデジタルデータは、必要があれば委託者から提出を受けること。

### イ 事前調整

上記 3 (2) アにおいて決定した校外学習日の原則 14 日前までに、利用校から「環境教育に関する校外学習用バス貸出 個別票」(様式 1) の提出を受けること。なお、14 日前までに提出がない場合は、利用校へ連絡の上、利用の有無も含めて確認すること (キャンセルの申し出があった場合には、様式 1 の個別票にその旨記載してもらうこと)。

また、その写しを校外学習日前までには委託者へ提出すること。

※ 提出は F A X ・ メール等の使用を可とする。

## (3) 校外学習の実施

ア 校外学習当日は、予定場所及び予定時刻に遅参なく速やかにバスを配車することとする。また、やむを得ない事情により配車場所及び配車時刻の変更がある場合は速やかに学校及び委託者に連絡すること。

イ 校外学習当日は、利用校から提出される「環境教育に関する校外学習用バス貸出 利用時間等確認票」(様式 2) に出庫から帰庫までに要した時間及び走行距離を記入すること。

ウ 校外学習中のバスの異常時には、短時間で代替のバスを手配できる体制を整えること。

エ 小中学生にとって効果的な環境教育の体験学習の機会となるよう、十分に配慮すること。

オ 新型コロナウイルス感染症対策として、定期的な換気や消毒など予防対策を徹底し運行すること。

#### (4) 業務報告

10月3日から11月30日までのバスの貸出状況（貸出校数、貸出時間及び走行距離）をまとめ、別添2「業務内容内訳書」により速やかに委託者に報告すること。

バスの貸出時間と走行距離は、利用校及び受託者が記載する「環境教育に関する校外学習用バス貸出 利用時間等確認票」（様式2）において決定する。

この貸出状況のまとめを委託者と受託者双方が確認した後、受託者からの請求に対し、委託者が代金を支払うものとする。

##### ※【貸出時間及び走行距離の計算について】

利用校ごとの合計貸出時間（台数×貸出時間）と合計走行距離（台数×走行距離）を計算する。各利用校のバス1台ごとの実績で、1時間未満の代金については、30分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てとし、また10キロ未満の走行距離については、10キロに切り上げる。なお、バス1台の走行時間（出庫から帰庫までの時間）が3時間未満の場合は、走行時間を3時間として計算する。

貸出時間：出庫から帰庫までの時間に点呼・点検の時間（2時間）を足した時間

走行距離：出庫から帰庫までの距離

##### ※【バスの出庫・帰庫場所となる営業所について】

札幌市近郊を基本とし、可能な限り最短距離・最短時間で全行程を終了できるよう努めること。なお、実際の配車に当たり、やむを得ず遠方の営業所からの配車となる場合は、事前に委託者と十分に協議し、委託者の承諾を得ること。

##### ※【バスの出庫・帰庫場所となる営業所を経由せず、本業務外の業務に従事する場合】

本業務におけるバスの回送については、学校と車庫との行程にかかる貸出時間及び走行距離を支払いの対象とし、学校と本業務外の場所との行程については対象としない。

##### ※【高速道路料金及び駐車料金について】

高速道路料金や駐車料金等、本業務以外に係る経費については利用校負担とし、利用校へ別途請求すること。

#### 4 提出書類

- (1) 貸切バス認可台数（認可番号）、初年度登録年月日が記載された一覧表
- (2) 任意保険または共済加入内訳（対人無制限、対物2百万円以上）一覧表及び自動車保険証券の写し
- (3) 貸切バスの令和2年度～令和3年度の事故状況一覧表（事故年月日、事故状況、被害状況）
- (4) 安全運転管理者等講習修了証書（令和3年度実施のもの）の写し
- (5) 安全運転に関する研修の実施状況及び実施内容がわかる書類
- (6) 実際に運転する者の名簿
- (7) 緊急連絡網図（委託者への連絡体制も含むこと。）

#### 5 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合の当該業務の細目については、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

#### 6 その他

- (1) 受託者は、業務遂行上の詳細な内容について委託者と十分な打ち合わせを行い、承認を受けること。
- (2) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。
- (3) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たっては、別記「個人情報取扱注意事項」を遵守することし、これにかかる賠償責任が発生した場合は受託者負担によるものとする。
- (4) この契約による業務を処理するに当たって、事故等の賠償責任が発生した場合は全額受託者負担によるものとする。
- (5) 本業務の履行においては、駐停車時のアイドリングストップなどのエコドライブを実践し、環境負荷の低減に努めること。
- (6) 学校への送迎を含め、安全運転を心掛け、事故防止に努めること。
- (7) 本業務においては、道路運送法等を遵守すること。

#### 7 業務の履行期間

契約の日から令和4年12月23日（金）まで

## 8 業務担当者

環境局環境都市推進部環境政策課 佐野、谷内

TEL:011-211-2877 FAX:011-218-5108

## 別記 個人情報取扱注意事項

### (個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

### (再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

### (複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

### (目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

### (資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

### (事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

### (契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。

## 令和4年度「環境教育に関する校外学習用バス貸出」業務1 貸出対象校一覧

No.	所在区	学校名	区分	特別支援学級	バス台数	利用人数	走行距離(km)	第1希望日	第1希望時間	時間数	第2希望日	第2希望時間	時間数	第3希望日	第3希望時間	時間数	行き先①	行き先②	行き先③
1	厚別区	厚別東	小学校	○	2	45	35	10月13日	9:00~14:00	5	10月20日	9:00~14:00	5	10月20日	9:00~14:00	5	円山動物園	-	-
2	厚別区	厚別東	小学校	-	2	53	90	11月4日	8:45~14:25	5.67	10月21日	8:45~14:25	5.67	10月20日	8:45~14:25	5.67	定山溪ダム	下水道科学館	-
3	厚別区	厚別西	小学校	-	2	39	32	10月6日	8:45~13:45	5	10月19日	8:45~13:45	5	10月26日	8:45~13:45	5	白石清掃工場	下水道科学館	-
4	厚別区	厚別北	小学校	-	5	117	38	11月4日	8:45~14:05	5.33	11月10日	8:45~14:05	5.33	11月15日	8:45~14:05	5.33	豊平川さけ科学館	札幌市環境プラザ	-
5	厚別区	厚別通	小学校	-	6	134	30	10月14日	8:45~14:00	5.25	10月19日	8:45~14:00	5.25	10月13日	8:45~14:00	5.25	円山動物園	-	-
6	手稲区	手稲山口	小学校	○	5	120	53	10月20日	8:30~14:00	5.5	10月25日	8:30~14:00	5.5	10月31日	8:30~14:00	5.5	札幌市環境プラザ	青少年科学館	-
7	手稲区	前田中央	小学校	-	3	79	38	10月18日	8:45~14:00	5.25	10月20日	8:45~14:00	5.25	10月27日	8:45~14:00	5.25	水道記念館	藻岩浄水場	創成川水再生プラザ
8	手稲区	新陵東	小学校	-	2	50	22	11月18日	8:45~14:45	6	11月22日	8:45~14:45	6	11月24日	8:45~14:45	6	札幌市環境プラザ	下水道科学館	創成川水再生プラザ
9	清田区	真栄	小学校	-	4	90	36	11月2日	8:30~12:30	4	11月4日	8:30~12:30	4	11月7日	8:30~12:30	4	下水道科学館	-	-
10	清田区	三里塚	小学校	-	3	76	43	10月20日	8:30~12:30	4	-	-	-	-	-	-	下水道科学館	-	-
11	西区	琴似	小学校	-	4	91	41	10月7日	8:50~14:00	5.17	10月14日	8:50~14:00	5.17	11月8日	8:50~14:00	5.17	石狩LNG基地	市民風車	-
12	西区	山の手	小学校	-	4	84	65	10月3日	9:30~14:30	5	10月4日	9:30~14:30	5	10月11日	9:30~14:30	5	定山溪ダム	水道記念館	-
13	中央区	伏見	中学校	-	1	17	25	10月19日	8:50~11:45	2.92	-	-	-	-	-	-	北方自然教育園	-	-
14	中央区	柏	中学校	○	1	7	17	10月27日	9:10~14:40	5.5	10月28日	9:10~14:40	5.5	10月20日	9:10~14:40	5.5	博物館活動センター	円山動物園	-
15	中央区	山鼻	小学校	-	4	91	9	10月4日	8:45~14:45	6	10月6日	8:45~14:45	6	10月11日	8:45~14:45	6	北海道大学総合博物館	北海道大学植物園	-
16	中央区	円山	小学校	-	6	179	44	11月11日	9:00~14:30	5.5	-	-	-	-	-	-	アイヌ文化交流センター	豊平川さけ科学館	-
17	中央区	星友館	中学校	-	5	91	63	11月3日	10:00~15:00	5	10月29日	10:00~15:00	5	10月30日	10:00~15:00	5	定山溪ダム	札幌芸術の森	-
18	北区	あいの里東	小学校	-	2	50	43	10月25日	9:00~14:00	5	10月26日	9:00~14:00	5	10月27日	9:00~14:00	5	水道記念館	下水道科学館	-
19	北区	新琴似緑	小学校	-	4	93	21	10月18日	9:30~14:30	5	10月25日	9:30~14:30	5	11月15日	9:30~14:30	5	円山動物園	-	-
20	北区	篠路	小学校	-	4	82	54	10月6日	9:00~15:00	6	10月13日	9:00~15:00	6	10月20日	9:00~15:00	6	北方自然教育園	-	-

※No. 1、No. 2の厚別東小学校は「普通学級」と「特別支援学級」で見学先が異なるため2つに分けている。



## 環境教育に関する校外学習用バス貸出 個別票

バス会社への提出日：令和 年 月 日

学校名		電 話		担当者	
学校所在地	〒 ー 区				
バス出発時間・場所	令和 年 月 日 : に、 下記地図の位置で出発・到着します。				
<b>校外学習スケジュール</b>					
時間	発着	見学場所等			
:	出 発	(各学校)			
:	到 着	見学先①	見学先： (所在地： )		
:	出 発		(備 考： )		
:	到 着	見学先②	見学先： (所在地： )		
:	出 発		(備 考： )		
:	到 着	見学先③	見学先： (所在地： )		
:	出 発		(備 考： )		
:	到 着	見学先④	見学先： (所在地： )		
:	出 発		(備 考： )		
:	到 着	見学先⑤	見学先： (所在地： )		
:	出 発		(備 考： )		
:	出 発	(各学校)			
バスの駐車位置を図でお書きください。(別紙でも構いません) <small>※スクールゾーンになっている道路を待機場所とする場合は、バス会社と事前協議をお願いいたします。</small>					備考
※目印等がある場合はお書きください。					

- 【備考】 1 必要事項を記入し、バス会社へ提出してください。
- 2 バスの利用時間は6時間となっております。生徒・児童の迅速な誘導等により、時間内に学習を終了するようにご配慮ください。(基本的にお申込み時の内容を記載してください)

## 環境教育に関する校外学習用バス貸出 利用時間等確認票

バス会社への提出日：令和 年 月 日

学校記入欄 (太枠内を記入してください)

学 校 名			
見学先	①		
	②		
	③		
	④		
貸 出 日		令和 年 月 日 ( )	
貸出台数		台	
貸出時間		(学校出発時間)	(学校到着時間)
		:	~ :
貸出時間等 確認者		学校担当者氏名	

バス会社記入欄 (太枠内を記入してください)

貸出時間	往路 (出庫) (学校到着時間)	復路 (学校出発時間) (帰庫)
	: ~ :	: ~ :
出庫から帰庫までの時間		時間 分
走行距離 ※トリップメーターで 確認すること	出庫から帰庫までの距離 km	
貸出時間等 確認者	バス乗務員氏名	

## 【備考】

学校担当者は学校記入欄に記載の上、本書をバス乗務員に提出してください。

## 【お問い合わせ】

札幌市環境局環境都市推進部環境政策課  
環境教育担当 佐野、谷内  
TEL 211-2877 / FAX 218-5108